

健康経営銘柄選定必須要件 兼 健康経営優良法人(大規模法人部門)認定要件

健康経営銘柄の選定において以下の健康施策の実施が必須要件として設定されています。同時にこの要件は健康経営優良法人(大規模法人部門)の認定要件として用いられています。

大項目	中項目	小項目	評価項目	該当設問	銘柄・ ホワイト500	大規模	
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信 (マニュアルレポートや統合報告書等での発信)	Q12健康経営の推進に対する全社方針を明文化している Q13、Q13SQ1会社全体の目的及び体制を情報開示している	必須		
			①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	Q15(a)収益事業外で普及拡大活動を行っている Q16取引先への把握・考慮	必須	左記①～⑮のうち12項目以上	
2. 組織体制	経営層の体制		健康づくり責任者が役員以上	Q19責任者が経営トップ又は担当役員	必須		
	保険者との連携		健保等保険者と連携	Q26健保等保険者と協議			
3. 制度・ 施策 実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	Q71健康課題に対して具体的な数値目標を策定し、実施(責任)主体、期限を定めている	必須	
			②定期健診受診率(実質100%)	Q28(a)一般定期健診受診率が100%			
			③受診推奨の取り組み	Q29任意健診・検診の受診推奨を実施 Q30一般定期健診、任意健診・検診後に医療機関への受診推奨を実施			
			④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	Q31①ストレスチェックの実施範囲が50人未満の事業所を含めて全ての事業所で実施			
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率(実施率)を測っていること	Q33管理職教育を実施 Q34 従業員教育を実施し、参加率を測定	左記②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮のうち12項目以上	左記①④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮のうち12項目以上	
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	Q35労働時間適正化施策を実施			
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	Q39社内コミュニケーションを活性化させるための施策を実施			
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)	Q41メンタルヘルス不調以外の疾病を対象とした職場復帰、両立支援策を実施			
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的な対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率(実施率)を測っていること	Q42特定保健指導の実施率向上に向けた施策の実施 Q43保健指導を実施し、参加率を測定			
			健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み			Q45健康に配慮した食事の提供、朝食の提供等を実施
		⑪運動機会の増進に向けた取り組み		Q46スポーツジム等への利用補助、体操等の施策実施			
		⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み		Q47、48女性の健康保持・増進に向けた施策の実施			
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	Q50、51、52感染症対策の実施			
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	Q36長時間労働者対応策を実施			
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	Q40メンタル不調者を対象とした予防、職場復帰、両立支援策を実施			
受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	Q58全面禁煙、安全分煙の事業所のみが存在	必須				
取り組みの質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	Q64産業医又は保健師等の医療専門職が関与	必須			
4. 評価・改善	取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	Q68健康経営の効果検証を実施 Q69施策の効果検証を実施	必須			
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など。	必須			